

# 令和4年度 第8回香取市農業委員会総会議事録

令和4年11月8日

11月8日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 日程第7 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第10 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について
- 日程第11 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得（農地中間管理機構取得）の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹	司	
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛	

1. 欠席委員は1名で、その氏名は下記のとおり

15番	富	澤	克	彦
-----	---	---	---	---

事務局職員出席者

事務局長 飯 田 利 彦

農地班長 滑 川 典 文

管理班長 石 毛 明 子

主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 3時16分

議長 それでは、総会のほうを進めさせていただきたいと思います。

本日の出席委員の確認をいたします。出席委員は18名でございます。欠席委員は15番の富澤克彦委員さんでございます。したがって本日の総会は成立をしております。

議長 ただいまから令和4年度第8回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議長 まず最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、8番 石橋清勝委員、11番 海老澤 武委員の2名をご指名いたします。

---

◎議案の提出

議長 次に、会期及び本日の提出議案についてお諮りをいたします。

この総会の会期は本日限りとし、提出議案は日程第1 議案第1号ないし日程第11 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和4年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから4ページで、整理番号は1番から10番です。

整理番号1番、3番、4番は、農地が譲受人の自宅に近いことから、売買により所有権移転をするものです。

整理番号2番、6番、10番は、農地が譲受人の自作地に近いことから、売買により所有権移転をするものです。

整理番号5番、9番は、譲受人が農業経営の安定化を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号7番、8番は、お互いの利便のため交換により所有権移転をするものです。

以上10件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 去る10月27日木曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は10件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号1番について、今泉推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅前の農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人

と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は譲受人の自宅前であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査結果を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 農地法第3条の規定による許可申請書、売買による所有権移転を報告します。

整理番号2番につきましては、鈴木 清推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲受人が自作地の近接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番について、8番 石橋清勝委員。

8番石橋委員 整理番号3番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は譲受人の自宅から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 説明します。伊東推進委員さんと共同で現地調査等を行いました。整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの、農業経営を行っておらず、また香取市内に当該農地1筆のみの所有であるため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は譲受人の自宅前であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番、6番の2件について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号5番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明

いたします。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人が農業経営の安定化を図るため、譲渡人の所有する農地を取得するものであり、譲渡人と協議が調ったため売買を行おうとするものです。これまでの営農状況から、所有権移転後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号6番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号7番、8番の2件について、13番 高松多可史委員。

1 3番高松委員 整理番号7番、8番について関連がありますので、一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、細野推進委員さんには電話で連絡してあります。

この申請は、お互いの耕作の利便性向上により、農業経営の合理化が図られることから、交換により所有権移転するものです。交換する農地は作付良好な農地であり、農地交換後も同様に良好な維持管理が行われることと思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号9番について、17番 鵜澤幹司委員。

1 7番鵜澤委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、齋藤推進委員には電話で説明してございます。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営を拡大したいため、また譲渡人は農業経営の廃止のため農地を処分したい意向があり、売買による所有権移転の協議が調ったものであります。なお、今回の売買に当たっては、平成31年4月に営農型太陽光発電用地として賃借権の許可を受け、〇〇〇〇栽培を行っている畑も含まれ、良好な実績があることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号10番については私の案件であるので、議事進行の都合上、事務

局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号10番について、現地調査等を行った結果を御説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に採決をいたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
議案の概要を説明します。

ページは5ページで、整理番号は1番です。

転用目的は、農業用施設に附帯する駐車場及び作業場用地です。申請地の農地区分は第1種農地、不許可例外事由Bに推定されます。

以上1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。



第2班班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果についてご報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議 長 次に担当委員の意見を伺うところでございますが、整理番号1番について、15番富澤克彦委員さんが本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号1番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

場所は〇〇〇〇〇より北東へ〇メートルほど行ったところ、国道〇〇号の道路脇になります。本件は、申請人は農業を営んでおりますが、所有している農業用倉庫の利用に当たり、駐車スペースと作業スペースなどが必要なため、農業用倉庫の脇に碎石を敷き、これらを整備するものです。

申請地は現況が畑であるため、埋立て等はいりません。なお、申請地では既に碎石が敷かれているため、始末書が提出されています。

排水については雨水のみで、敷地内で浸透処理します。また、隣接する農地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇より転用同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 次に、採決をいたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和4年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
議案の概要を説明します。

ページは6ページから7ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。申請地の農地区分は市街化の傾向が著しい区域内であることから、第3種農地であります。

整理番号2番、4番、5番で、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は、2番は地上権設定、4番、5番は所有権移転であります。申請地の農地区分は、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

整理番号3番、転用目的は工場及び駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

整理番号6番、転用目的は資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

以上6件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果についてご報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は6件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号1番につきまして、鈴木 清推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇を降りまして〇メートルぐらい、国道〇〇号方面に向かった右側のところです。本件は、譲受人は現在アパート住まいですが、手狭であるため、親が所有する申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では埋立て等を行いません。なお、申請地の一部に砂利が敷かれていたため、始末書が提出されています。

排水については、雨水は浸透ますにより敷地内で浸透処理をし、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、市道既設の集落溝に放流します。

また、隣接する農地とは高低差もないため、土砂等の流出のおそれはありません。なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断します。

以上、報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号2番について、伊東推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

本件は、譲受人は〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では埋立て等を行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また隣接する農地と高低差もないため、土砂等流出のおそれはありません。なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番、4番、5番の3件について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号3番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇を〇方面へ向かい、〇〇〇〇信号を右折、〇〇〇〇〇〇〇の手前を左折し、〇メートルほど行った左側になります。

本件は、譲受人は市内に所在する〇〇〇〇〇〇〇〇業などを営む法人ですが、生産数を増やすため、既存の工場の隣接地である申請地に工場を増設するものです。

申請地では埋立て等を行わず、場内で敷きならし、整地します。

排水については、雨水は浸透ますより敷地内にて浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。また、隣接する農地との境界にL字擁壁及びブロックを設け、土砂流出等の被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

続きまして、整理番号4番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、整理番号5番は同一事業ですので、一括して説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇の先を右折、〇メートルほど直進し左折、〇メートルほど先右側になります。

本件は、譲受人は〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では埋立て等を行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号6番について、14番 片野壽夫委員。

1 4番片野委員 整理番号6番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

まず場所でございますが、国道〇号を〇〇方面に向かいまして〇キロほど行きますと、左手に〇〇〇〇という〇〇〇〇〇〇〇〇があります。国道を挟んだ右手の奥になります。

本件は、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業などを営む法人です

が、取引量の増加に伴う業務拡大により、資材置場を増設するものです。

申請地では埋立て等はいりません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理となります。また隣接する農地とは高低差がないため、土砂等の流出のおそれはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。令和4年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは8ページから61ページで、整理番号は1番から121番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上121件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和4年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは62ページから86ページで、整理番号は1番から30番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上30件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第5号 整理番号10番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号10番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号10番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号17番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号17番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号17番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号18番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号18番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号18番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の整理番号10番、17番、18番の3件を除く27件について審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の10番、17番、18番の3件を除く27件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の10番、17番、18番の3件を除く27件については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画（一括方式）の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について審議を求める。令和4年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
議案については、ページは87ページから97ページで、整理番号は1番から21番です。  
議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

農用地利用集積計画については、議案第4号及び議案第5号のとおり、これまでは中間管理機構から耕作者へ貸し付ける際には、農用地利用配分計画案を作成しご審議いただき、その後中間管理機構に送付されておりました。

本議案については、改正農地バンク法の施行に伴い、農地中間管理事業の事務手続が簡



素化され、市町村の集積計画のみで耕作者への権利設定ができるようになる集積計画一括方式が創設されました。これにより、農業委員会での審議も市町村への送付となるため、手続期間の短縮が図られました。

以上21件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。令和4年11月8日提出、香取市農業委員会会長伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは98ページから99ページで、整理番号は1番から5番です。

整理番号1番は、農用地から農業用施設用地への用途変更申請、整理番号2番から5番の4件は、農振農用地区域からの除外申請であります。

整理番号1番、事業計画は、温室ハウスに電力を供給するための農業用施設、太陽光発電施設用地でございます。申請地の農地区分は第1種農地、不許可例外事由Bに推定されます。

整理番号2番は、事業計画は障害者福祉施設用地です。申請地の農地区分は農業公共投

資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号3番、事業計画は農作業及び農業体験施設用地です。申請地の農地区分は第1種農地、不許可例外事由Fに推定されます。

整理番号4番は、事業計画は太陽光発電施設用地です。申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号5番、事業計画は専用住宅用地です。申請地の農地区分は第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

以上5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は5件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

整理番号1番については、温室ハウスへの電力供給のための太陽光発電施設用地で、農振農用区域からの農振の農業用施設への用途変更であり、特に支障はないと認められました。

整理番号2番から5番までの4件については、整理番号2番、4番については第2種農地、整理番号3番、5番については転用が可能な第1種農地例外規定に該当すると思われることから、支障ないものと考えました。

よって、香取市農政課へ支障なしで意見進達するとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1 1番木内委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

場所は、県道〇号線、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の十字路を西側に〇〇メートルほど行き、右折して〇〇メートルくらいの左側の畑です。〇〇〇〇〇さんの道路を挟んで隣接地となります。

本件は、農用区域の農地を農業用施設用地へと、農業上の用途区分を変更するものです。通常、用途変更は軽微変更としての手続をされておりますが、事務局により税務課に確認したところ、その面積が1ヘクタールを超える場合は、除外と同様に重要変更としての手

続となるとのことです。

事業計画者は市内に所在する農業法人です。内容は、申請地に近接し、事業計画者が栽培している〇〇〇温室ハウスの冷暖房設備用電力として、太陽光発電施設を設置するもので、発電した電力は全てハウス用に使用される計画です。

この内容が農業用施設に該当するかということにつきましては、当該農業用施設と一体的に設置されること、発電した電気は当該農業用施設に直接供給すること、そして発電能力が当該農業用施設の瞬時的な最大消費電力を超えず、当該農業用施設の床面積を超えない規模であることという、3つの要件があるとのことですが、提出されている計画では、これらの全ての事項に当たるものと考えられます。

このため、農業振興地域整備計画の用途変更については、立地及び内容共特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番、3番の2件について、17番 鵜澤幹司委員。

17番鵜澤委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所ではありますが、県道〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇沿いに〇〇〇〇〇〇〇がございませう。その信号より旧道に向かって下りていただきますと、丁字路があります。そこを左折していただいて〇メートル行った右側であります。〇〇〇の〇〇〇〇がありました、今は更地になっております。

本件は、事業計画者は〇〇〇〇〇〇〇に所在する社会福祉事業を行う法人で、市内で就労支援施設を運営しておりますが、ここで働く方の住まいをこの施設から近い場所に確保するため、障害者グループホーム及び経営者の宿泊施設を計画、建築する計画です。

また、計画地は農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地及び内容共特に問題はないものと判断しました。

続きまして、整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所ではありますが、先ほどの〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の裏手になります。

本件は事業計画者は、整理番号2番と同じ法人です。先ほどの説明にあった就労支援施設では農業体験の受入れも行っており、一定期間滞在される農業体験者用の宿泊施設を建築する計画です。

また、計画地は農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地及び内容共特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号4番について、18番 林 藤江委員。

1 8 番林委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇から〇に向かう道路を〇〇地区に入りまして、〇〇〇〇十字路を〇〇〇〇方面へ向かいます。すると〇〇の集落に当たりますが、その〇〇の集落の入口を右へ〇〇メートルほど入った場所になります。

本件は、事業計画者は〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業を営む法人ですが、山林に囲まれた計画地を有効活用し、安定した収益を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

また、計画地の周囲には農地はなく、農業振興地域整備計画の除外については、立地及び内容共特に問題はないものと判断しました。ただ、細い道が1本挟んで真向いで、反対側に住宅があるために、その住宅地の人に一応説明をしてくださいということをつけ加えておきました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号5番については私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号5番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇にある〇〇〇〇〇〇〇〇前交差点より、北へ〇キロほど行った道路脇になります。

本件は、事業計画者は現在は実家で暮らしておりますが、住宅の建替えを検討したところ、現住居地は土砂災害警戒区域に指定されているため断念し、現住居地の近くに専用住宅の建築を計画したものです。

また、計画地は農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地及び内容共特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号についての意見は、支障なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号についての意見は、農業振興地域整備計画の達成に支障なしとすることと決定いたします。

---

◎日程第8 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和4年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は2件です。

---

◎日程第9 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和4年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は75件です。

以上です。

---

◎日程第10 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。

下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和4年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

以上です。

---

◎日程第11 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得（農地中間管理機構取得分）の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和4年11月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

本報告については、別記農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)附則第4条第3項の規定により、香取市（農地利用集積円滑化団体）から公益社団法人千葉県園芸協会（農地中間管理機構）が、農地売買等事業に係る権利及び義務を承継したことから、届出があったものです。

これについては、これまでは円滑化団体を通じて賃貸借していた農地が、賃貸借の期間が満了したことにより、新たに中間管理機構と契約を結び直したため、議案として審議いただいております。

今回の場合は、期間満了前に円滑化団体から中間管理機構に権利を変更させるものです。したがって、賃借期間や貸借りの当事者に変更はありません。

以上でございます。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時13分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人